

岩手県監査委員告示第5号

監査結果の公表（平成30年岩手県監査委員告示第40号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年1月15日

岩手県監査委員 小野 共  
岩手県監査委員 千葉 伝  
岩手県監査委員 寺沢 剛  
岩手県監査委員 沼田 由子

- 1 監査対象機関名 文化スポーツ部スポーツ振興課
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 平成30年6月20日
  - (2) 本監査実施日 平成30年8月8日
- 3 監査結果の公表の日 平成30年10月2日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
報酬及び旅費の支給に当たり、事業完了後相当期間経過してから支給しているものが3件、98,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、支出予算経理簿等の関係書類の確認を十分に行い、事務手続において、正担当者以外の複数職員によるチェック体制を強化し再発防止に努めることとした。